

東久留米市立学童保育所運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

東久留米市子ども家庭部
児 童 青 少 年 課

目 次

1	趣旨	1
2	業務名	1
3	業務内容	1
4	契約期間	1
5	提案限度額	1
6	実施形式	1
7	参加資格要件	1
8	募集方法	2
9	施設見学会	2
	（1）開催日時等	2
	（2）申込方法等	2
10	参加表明書提出	3
	（1）提出書類	3
	（2）提出期間及び提出方法等	3
	（3）参加資格審査結果	3
11	質問及び回答	4
12	企画提案書の提出	4
	（1）提出書類	4
	（2）提出期限及び提出方法等	4
13	辞退届の提出	5
14	審査及び審査結果の通知・公表等	5
	（1）参加資格の審査	5
	（2）第一次審査（書類審査）	5
	（3）第二次審査（プレゼンテーション審査）	6
	（4）受託候補者（優先交渉権者）の特定	6
	（5）審査結果の通知・公表	6
	（6）失格事項	7
15	本プロポーザルのスケジュール	7
16	契約締結	7
17	関連資料	8
18	その他（留意事項）	8
19	事務局	8

東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、東久留米市（以下「本市」という。）が業務委託する「東久留米市立学童保育所運営業務委託」の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

本市では、「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」に基づき、令和2年4月から金山学童保育所及びくぬぎ第一・第二学童保育所の3学童保育所、令和4年4月から前沢第一・第二学童保育所、柳窪第一・第二学童保育所及び本村学童保育所の5学童保育所、令和6年4月から中央第一・第二学童保育所及び神宝学童保育所の3学童保育所の運営に民間活力を導入している。

本業務は、新たに民間活力を導入する滝山第一・第二学童保育所及び南町学童保育所の3学童保育所の運営に関する業務について、同一の受託事業者が一括して行うことで、スケールメリットによるコスト削減を図り、受託事業者の多様な人材確保策の中で安定的な事業の継続という課題に対応し、民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実を図ることを目的とする。

2 業務名

東久留米市立学童保育所運営業務委託

3 業務内容

別紙「東久留米市立学童保育所運営業務委託仕様書（令和7年7月）」のとおり。なお、仕様書の内容は、今後、提案内容や協議により変更する場合がある。

4 契約期間

契約確定日の翌日から令和13年3月31日まで

5 提案限度額

本業務に係る提案限度額は、5ヶ年の合計で581,187,000円（非課税）とする。

※提案限度額を超える提案を行った者は、失格とする。また、上記の提案限度額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

6 実施形式

実施形式は、公募型プロポーザル方式とする。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、参加表明書の提出日時点において、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- （1） 参加するものは、他の地方公共団体の学童保育所の運営業務委託において、過去5年間で、受託もしくは指定管理に関する実績を有するものであること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- （3） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、東久留米市の競争入札参加資格を有していること。
- （4） 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）に基

づく入札参加除外措置または東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないもの。

- (5) 東久留米市立学童保育所運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の属する団体ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていないもの。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないもの。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないもの。
- (9) 国税（法人税、消費税）または地方税（法人事業税）を滞納していないもの。

8 募集方法

実施要領等の配布

- ア 配布期間 : 令和7年7月28日（月）から令和7年8月18日（月）午後5時まで
- イ 配布方法 : 東久留米市ホームページ、児童青少年課窓口（土・日及び祝日を除く）
- ウ 配布物 : 東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（令和7年7月）（以下「実施要領」という。）及び実施要領関連書類一式

9 施設見学会

(1) 開催日時等

- ア 日時場所 : 令和7年8月11日（月・祝日）
 - ① 午前9時30分～午前10時30分（滝山第一・第二学童保育所）
 - ② 午前11時15分～午前11時45分（南町学童保育所）
- イ 対象 : 本プロポーザルに参加を検討し、施設見学会を希望する団体
- ウ 参加者数 : 各団体2名以内
- エ 注意事項 : ① 施設見学会への参加は任意であり、本プロポーザルへの参加表明の要件とするものではない。
② いずれの施設も現地に集合すること。
③ 駐車スペースがないため、公共交通機関を使用するか、コインパーキング等を利用すること。
④ 施設見学会以外の日に来所することはできない。

(2) 申込方法等

- ア 申込方法 : 施設見学会申込書（様式23）を、令和7年8月6日（水）午後5時までに、以下の申込先にE-mailで提出すること。
- イ 申込先 : 東久留米市子ども家庭部児童青少年課
E-mail : jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp
※E-mailの件名は、「学童保育所運営業務委託プロポーザル施設見学会申込」とし、E-mail送付後、E-mailが児童青少年課に届いているか電話連絡し、確認すること。
児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾 : 042-470-7735（直通）

10 参加表明書提出

(1) 提出書類

次の提出書類を紙及び電子データで提出すること。

◆電子データで提出する書類

次のア～エの「正本データ」と「事業者名や団体名を塗りつぶしまたは削除した副本データ」をE-mail またはCD-ROMで提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

※参加表明書は、「正本データ」のみを提出すること。

イ 財務諸表

※過去3ヶ年分の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。

ウ 団体の概要（様式2）

※様式2以外に、定款、寄付行為、規約、設立趣旨書、構成員名簿、組織図、その他これらに類する書類を添付すること。

エ 団体の他の地方公共団体の学童保育所における実績がわかるもの（様式自由）

※他の地方公共団体の学童保育所における過去5年間の受託もしくは指定管理に関する実績

◆紙及び電子データで提出する書類

次のオ・カを持参または郵送で1部ずつ提出すること。

また、事業者名や団体名を塗りつぶした副本をデータ化（スキャン）したものをE-mail

またはCD-ROMで合わせて提出すること。

オ 法人登記簿謄本

※参加表明書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの

カ 納税証明書（納税額等証明用）

※過去3ヶ年分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出期間及び提出方法等

ア 提出期間 : 令和7年7月28日（月）から令和7年8月18日（月）午後5時まで

イ 提出場所 : 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市子ども家庭部児童青少年課（市役所2階）

E-mail : jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp

ウ 提出方法 : 持参するか、提出期間内に必着でE-mail または郵送すること。

※持参する場合の受付時間は、土曜・日曜及び祝日を除く平日の午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）。

エ 留意事項 : ①E-mail の件名は、「学童運営業務委託プロポーザル参加表明書」とし、E-mail 送付後、E-mail が児童青少年課に届いているか電話連絡し、確認すること。

児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾：042-470-7735（直通）

②提出書類に不備がないよう、十分注意すること。

③提出後は書類内容の変更及び修正を行うことはできない。

(3) 参加資格審査結果

参加資格要件をすべて満たしているか審査し、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、参加資格審査結果を書面にて令和7年8月27日（水）までの発出を予定している。

1 1 質問及び回答

参加表明書を提出した事業者は、実施要領及び実施要領関連書類一式等の内容について不明な点が生じた場合、下記の手続きを行うこと。

- ア 質問方法 : 児童青少年課宛に質問票（様式25）をE-mailで送付
- イ 送付先 : 東久留米市子ども家庭部児童青少年課
E-mail : jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp
- ウ 受付期限 : 令和7年9月3日（水）午後5時まで
- エ 回答方法 : 令和7年9月10日（水）までに、参加資格審査結果通知により、参加資格を有することを認められたすべての事業者に対してE-mailで回答する。（なお、回答が遅れる場合は別途連絡する。）
- オ 留意事項 : ①E-mailの件名は「学童運営業務委託プロポーザル質問票」とし、E-mail送付後、E-mailが児童青少年課に届いているか電話連絡し、確認すること。
児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾：042-470-7735（直通）
②回答内容は、実施要領の追加・修正とみなす。
③口頭での質問や、他事業者に関わる質問、審査に影響を及ぼすような質問は、回答しない。

1 2 企画提案書の提出

（1）提出書類

参加資格審査結果通知により参加資格を有することを認められた団体は、提案者として、次のア～ウの「正本データ」と「事業者名や団体名を特定できない状態にした副本データ」をE-mailまたはCD-ROMで提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式3）
- イ 企画提案書（様式4～様式20）
- ウ 見積書（様式21～様式23）
※履行期間5ヶ年の見積りを示すこと。

（2）提出期限及び提出方法等

- ア 提出期限 : 令和7年9月16日（火）午後5時まで
- イ 提出場所 : 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市子ども家庭部児童青少年課（市役所2階）
E-mail : jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp
- ウ 提出方法 : 持参するか、提出期限までに必着で郵送またはE-mailすること。
※持参する場合の受付時間は、土曜・日曜及び祝日を除く平日の午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）。
- エ 留意事項 : ①E-mailの件名は、「学童保育所運営業務委託プロポーザル企画提案書」とし、E-mail送付後、E-mailが児童青少年課に届いているか電話連絡し、確認すること。
児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾：042-470-7735（直通）
②提出書類に不備がないよう、十分注意すること。
③提出後は書類内容の変更及び修正を行うことはできない。
④提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、失格とする。

1 3 辞退届の提出

本プロポーザルから辞退する場合は、下記の手続きを行うこと。

ア 提出書類 : 辞退届(様式26)

イ 提出期限 : 令和7年9月16日(火)午後5時まで

ウ 提出場所 : 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市子ども家庭部児童青少年課(市役所2階)

E-mail: jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp

エ 提出方法 : 持参するか、提出期限までに必着で郵送またはE-mailすること。

※持参する場合の受付時間は、土曜・日曜及び祝日を除く平日の午前9時～午後5時(正午から午後1時を除く)。

※E-mailの件名は、「学童運営業務委託プロポーザル辞退届」とし、E-mail送付後、E-mailが児童青少年課に届いているか電話連絡し、確認すること。
児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾: 042-470-7735(直通)

1 4 審査及び審査結果の通知・公表等

審査については、東久留米市立学童保育所運営業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、別紙「東久留米市立学童保育所運営業務委託に係るプロポーザル審査基準書(令和7年7月)」に基づき審査を行い、受託候補者(優先交渉権者)及び次点受託候補者(第二順位者)を特定する。

(1) 参加資格の審査

参加資格要件をすべて満たしているか審査し、審査の結果、参加資格を有すると通知のあった事業者のみが本プロポーザルに参加することができる。審査結果については、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、参加資格審査結果を書面にて令和7年8月27日(水)までの発出を予定している。そのため、電話等による問い合わせには応じない。

また、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内(閉庁日を除く。)に書面により結果に対する説明を求めることができ、市は結果に対する説明を書面にて行う。

(2) 第一次審査(書類審査)

参加資格審査結果通知により参加資格を有することを認められた事業者が、提案者として、提出した企画提案書等について、書類審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数(以下「合計得点」という。)を第一次審査の得点とする。

第一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合には、第一次審査の合計得点が高い上位3者(複数の事業者が3位となった場合は、委員会における多数決により選定を行う。なお、多数決の結果、同数となった場合は委員長の判断によるものとする。)を第一次審査通過者とする。ただし、第一次審査の合計得点が配点合計(100点×委員数)の60%に満たない場合は第一次審査を通過できないものとする。

審査結果は、第一次審査に参加したすべての事業者に対し、書面にて令和7年10月10日(金)までの発出を予定している。また、第一次審査通過者には、併せて第二次審査(プレゼンテーション審査)の詳細や注意事項等を通知する。

なお、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内(閉庁日を除く。)に書面により結果に対する説明を求めることができ、市は結果に対する説明を書面にて行う。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションについて審査を行う。合計得点を第二次審査の得点とする。

ア 実施日：令和7年10月21日（火）

イ 出席者：代表者を含め、3名以内とする。

ウ 審査時間：① 審査前の準備（5分）

② 説明者の自己紹介及び企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分）

③ 質疑応答（25分程度）

④ 審査後の片付け（5分）

エ 注意事項：① 事業者名を想起させるような言動は一切しないこと。

② プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、追加資料は認めない。ただし、事前に提出した団体の概要（様式2）等を用いた説明は可能とする。

③ パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事業者が用意すること。ただし、機材を使用する場合も、事前に提出した企画提案書及び各様式以外の表示は認めない。

④ パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に児童青少年課へ申し出ること。

⑤ 事業者による会場内での録音、録画及び撮影は禁止とする。

⑥ 進行は、市職員が行い、事業者はその指示に従い、説明等を行うこととする。

⑦ プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

⑧ 上記の他、審査を阻害する行為は禁止とする。

※なお、プレゼンテーションの詳細は、第一次審査結果に同封する書面を参照すること。

(4) 受託候補者（優先交渉権者）の特定

審査委員会において、第一次審査及び第二次審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補者（優先交渉権者）とし、次に合計得点が高い事業者を次点受託候補者（第二順位者）とする。ただし、第一次審査及び第二次審査の合計得点が第一次審査及び第二次審査の配点合計（（第一次審査100点×委員数）＋（第二次審査100点×委員数））の60%以上であることを条件とする。なお、審査の結果、同順位となった場合は、委員会における多数決により選定を行う。なお、多数決の結果、同数となった場合は委員長長の判断によるものとする。

また、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合でも、当該事業者の第一次審査及び第二次審査を実施し、第一次審査及び第二次審査の合計得点が第一次審査及び第二次審査の配点合計（（第一次審査100点×委員数）＋（第二次審査100点×委員数））の60%以上であることが受託候補者（優先交渉権者）とある条件とする。

(5) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、提案者に書面にて令和7年10月24日（金）までの発出を予定しており、本市のホームページで公表する。また、受託候補者（優先交渉権者）は、受託候補者（優先交渉権者）の名称、代表者名、住所等も本市のホームページで公表する。

イ 電話等での審査結果の問い合わせには応じない。また、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により結果に対する説明を求めることができ、市は結果に対する説明を書面にて行う。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて、提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要領に違反すると認められる場合
- オ 実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合

1 5 本プロポーザルのスケジュール

事 項	期 間 等
① 本プロポーザル実施要領等の配布 (東久留米市ホームページ又は児童青少年課窓口(土・日及び祝日を除く)から取得してください)	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月18日(月)午後5時まで
② 施設見学会参加申込締切	令和7年8月6日(水)午後5時まで
③ 施設見学会	令和7年8月11日(月・祝日) ※詳細については、本実施要領P2の「9 施設見学会」を参照
④ 参加表明書提出期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月18日(月)午後5時まで
⑤ 参加資格審査結果発出	令和7年8月27日(水)までに発出予定
⑥ 質問受付期限	令和7年9月3日(水)午後5時まで
⑦ 質問回答	令和7年9月10日(水)までに回答
⑧ 企画提案書提出期限	令和7年9月16日(火)午後5時まで
⑨ 辞退届提出期限	令和7年9月16日(火)午後5時まで
⑩ 第一次審査(書類審査)結果通知発出及び 第二次審査(プレゼンテーション審査)開催通知発出	令和7年10月10日(金)までに発出予定
⑪ 第二次審査(プレゼンテーション審査)の実施	令和7年10月21日(火) ※第一次審査結果通知書内に詳細を記載します。
⑫ 審査結果通知書の発出及び審査結果の公表 (東久留米市ホームページで公表予定)	令和7年10月24日(金)までに発出予定
⑬ 受託候補者(優先交渉権者)との協議 (業務仕様書等の確定)	令和7年11月上旬から 令和7年11月下旬予定
⑭ 業務委託契約締結	令和7年12月

※なお、本スケジュールは、実施要領配布時点での予定であるため、今後の進捗状況などにより予告なく変更する場合がある。

1 6 契約締結

- (1) 本業務委託の仕様については、本市と受託候補者(優先交渉権者)との間で協議を行い、決定するものとする。ただし、審査における提案が採用されたことをもって、提案した内容とすべて同じ内容の契約を保証するものではない。
- (2) 受託候補者(優先交渉権者)は、契約内容について速やかに本市と協議し、本市との契約手続

きを経て受注者となる。

- (3) 受託候補者（優先交渉権者）の特定から契約締結までの間に、次に掲げる事態が生じた場合は、本市と次点受託候補者（第二順位者）との間で契約締結に向けた協議を行う。

ア 本市と受託候補者（優先交渉権者）との協議が合意に達しない場合

イ 受託候補者（優先交渉権者）の責めに帰する理由により、長期に渡り本市との協議が行われない場合

ウ 受託候補者（優先交渉権者）が、参加資格要件を満たさなくなった場合

エ その他、本市が受託候補者（優先交渉権者）を契約の相手として適切でないと判断する相当の理由が生じた場合

1 7 関連資料

- (1) 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

- (2) 東久留米市立学童保育所の民間活力導入に係る実施計画（令和7年1月改訂）

※なお、関連資料については東久留米市公式ホームページにおいて公開中である。

1 8 その他（留意事項）

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加表明書を提出した事業者、提案者、受託候補者（優先交渉権者）又は次点受託候補者（第二順位者）（以下「参加者」という。）の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。また、本市は、参加者に無断で本参加以外の目的で企画提案書等を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

- (3) 提出された企画提案書等の修正は、原則として認めない。

- (4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

- (5) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。

- (6) 東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を公開することがある。

- (7) 参加者は、本プロポーザルに関連し知り得た情報については、当該情報を他者に漏らし、又は自己の利益のために利用することができない。

1 9 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、下記のとおりとする。

担当窓口：東久留米市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係 担当 白倉・長尾

所在地：東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 2階

電話：042-470-7735（直通）

F A X：042-470-7807

E-mail：jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.higashikurume.lg.jp

※施設へ直接のお問い合わせはお断りします。

※市が提供する資料等につきましては、参加に係る検討以外の目的で使用することを固く禁じます。